

◎マイナンバーカードの暗証番号初期化(再設定)の手続き方法 ※本人確認書類の種別は次画像。



A.15歳以上の場合 ⇒ 下記の①と②をご本人がご持参ください。

- ① マイナンバーカード
- ② 本人確認書類【A】 1点 、または 本人確認書類【B】 1点

B.15歳未満の方及び成年被後見人の場合 ⇒ 法定代理人の方(親権者、成年後見人)が下記の①～③または①～④をご持参ください。

- ① ご本人のマイナンバーカード
- ② ご本人の本人確認書類【A】、または 本人確認書類【B】
- ③ 申請者の法定代理人(親権者及び成年後見人)の本人確認書類【A】×2 、または 本人確認書類【A】+本人確認書類【B】
- ④ 成年後見人の方の登記事項証明書(本人が成年被後見人の場合)

C. 15歳以上の方で本人が来場できない場合 ※手続きには日数がかかります。

⇒ ご本人または代理人の方から市の窓口へご連絡ください。ご本人の住所へ転送不要郵便で照会書(回答書)を送付するので、必要事項をご記入の上、必要書類を持参していただきます。下記の ①から⑤の書類を代理人の方がご持参ください。

① ご本人が来場できないことについてやむを得ない理由と認定される書類

※ 身体障害者手帳、要介護認定を受けている介護保険被保険者証、入院証明書、施設入所証明書 等

② 市からご本人へ送付する照会書(回答書)

※ 市のマイナンバーカード業務窓口(戸籍住民課、出張所など)までお電話等でお申し出ください。(代理人可)お申し出に対し、ご本人の住民票を登録している住所へ転送不要郵便で郵送します。転送手続きをされている方は事前に郵便の転送届を解除していただく必要があります。

※ 持参いただく照会書(回答書)は、代理人の指定や暗証番号等が記入された後、他人が見ることが出来ないように封かんされていること等の条件があります。

※ ご本人が自署困難なご事情がある場合には、代筆でご記入いただきます。下記の通り、代筆に関する事実をご記入の上、代筆ください。  
(代筆者住所)、(代筆者氏名)、(本人が自筆できない理由)、【本人が自筆出来ない理由の例】高齢により、手が震えて、自署できない。

③ ご本人のマイナンバーカード

④ ご本人の本人確認書類 本人確認書類【A】 1点 、または 本人確認書類【B】 1点

⑤ 代理人の方の本人確認書類 本人確認書類【A】×2点 、または 本人確認書類【A】 1点 + 本人確認書類【B】 1点

## マイナンバーカードの暗証番号初期化(再設定)の本人確認書類 一覧

※本人確認書類は、原本かつ有効期限のあるものは有効期限内のものに限ります。

本人確認書類【A】 ※下記の一覧にあるものに限ります。

運転免許証、住民基本台帳カード(顔写真付きに限る)、旅券(日本のパスポートのみ)、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に発行されたものに限る)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード(顔写真付きに限る)、特別永住者証明書(顔写真付きに限る)

本人確認書類【B】 「氏名・生年月日」若しくは「氏名・住所」が記載された本人確認書類

官公署がその職員に対して発行した身分証明書、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険又は介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金証書、児童扶養手当証書、母子健康手帳、子ども医療費受給者証、民間企業の社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、国の定める様式の個人番号カード顔写真証明書(長期入院している方、施設入所している方、居宅介護サービスを受けている方)など

(例) ○ ワクチン接種済証明(注射済シールの貼付されているもの)、シルバーカード(船橋市発行)など

× 住民票、戸籍謄本、各種通知文、氏名のみが記載されている社員証・学生証など